

ファイザー社製のワクチンに関する情報

・接種回数：2回

・接種間隔：1回目の接種後、通常3週間の間隔で2回目の接種を受けます。

※このワクチンで十分な免疫ができるのは2回目の接種を受けてから7日程度経ってからとされています。

有効性について

新型コロナウイルスの発症を予防します。

ワクチンを接種した人は、受けていない人よりも新型コロナウイルスの発症が少ないことが確認されています。(発症予防効果は約95%と報告されています。)

安全性について

主な副反応は、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部位の痛み、疲労、寒気、発熱などがあります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。

新しい種類のワクチンのため、これまで明らかになっていない症状がでる可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医またはかかりつけ医に相談しましょう。

接種を受ける際の同意

新型コロナウイルスワクチン接種は、町民の皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り、接種が行われます。

予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いします。

副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金などの給付)が受けられます。

新型コロナウイルスワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

問 広野町 保健センター ☎0240-27-3040



新型コロナウイルスワクチンの接種に関するお知らせ

接種費用無料



ファイザー社製のワクチンが国の承認を受け、医療従事者への接種が始まりました。今後、高齢者の方や基礎疾患を有する方などへの接種が、順次行われます。高齢者の方への接種開始は、早くとも4月1日以降になる予定です。町は、高齢者の方への接種について準備を進めています。

1 接種券、予診票などが届く

3月下旬以降、高齢者の方(昭和32年4月1日以前に生まれた方)に「接種券」「予診票」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」が届きます。

※この接種券は、2回目の接種でも使用しますので、大切に保管してください。

※1回目の接種終了後、2回目の接種予約をしてください。

2 予約する

必ず予約が必要です。予約は、コールセンターに電話をしておこないます。

コールセンターの電話番号は **0120-567-513** です。ウェブサイトでの予約システムも準備する予定です。受付時間は午前8時30分～午後5時15分(土日祝含む)です。

※1) 3月15日(月)からご利用いただけます。

※2) 当面は、コロナワクチンに関するお問合せのみの対応となります。予約が可能となる時期は改めてお知らせします。

※3) 町外に避難されている方や、かかりつけ医が町外の方など、広野町外で接種を希望される場合は、希望する接種会場のある市町村にお問合せください。

3 予約日時確認の通知が届く

予約日時確認の通知が届きます。

4 ワクチンを受ける

①接種券 ②予診票 ③本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)を持って、予約した日時に医療機関へ行きます。予診票はあらかじめ記入して持参してください。接種券を忘れた場合、ワクチンを受けることが出来ませんので、ご注意ください。広野町でのワクチン接種会場は、**高野病院・馬場医院**です。ご自分で病院まで行くことが難しい場合、タクシー利用券を助成いたします(広野町内のみ)。利用券の発行には事前に申し込みが必要です。詳しくは改めてお知らせします。

